

独禁法改正

日建連WGで対応検討

二重処罰解消など要望

日本建設業団体連合会（日建連）梅田貞夫会長は、独占禁止法の改正議論化することに対応し、総務省専門部に「改正独禁法（日建連）梅田貞夫会長」論が政府・与党内で本格合企画委員会の公共調達対応ワーキンググループ

（WG）を設置する。独禁法改正案は来年の通常国会に提出される見通し。日建連は、改正内容を詰める自民党独禁法調査会（独禁調）などの動向を見ながら、対応が必要となる項目などをWGで検討する。

WGは大手5社を中心にメンバーを構成する方

針。内閣府の独占禁止法基本問題懇談会（座長・塩野宏東大名誉教授）が6月にまとめた報告書や、自民党独禁法の議論などを踏まえ、建設業界の主張が改正案に盛り込まれるよう、必要な要望を行う。要望項目を検討する過程では、日本土木工業協会（土木協）、葉山苑児会長）や日本経団連などとの連携も図る。

日建連は、自民党独禁調が6月に行ったヒアリングで、「課徴金と刑事罰の二重処罰の解消」などを要望。違反行為の抑止には公共調達制度の改訂ことや、現行の課徴金と罰金刑の併存、公正取引委員会による不服審査型審判方式を維持することなどを提言した。一方、自民党独禁調は法改正に向けた論点を整理するため業界団体を対象にヒアリングを実施。重要項目としてWGを設けて検討を深め、今秋中に考え方をまとめるとしている。

公取委は今後、改正に向けた作業を進めるが、罰則強化には経済界が強く反発している上、先の参院選で与党が大敗し国会の勢力図が大きく変わったことから、先行きは不透明な情勢だ。